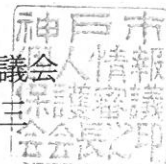




答 申 第 6 4 8 号
平成 29 年 9 月 1 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号の規定に基づき、平成29年9月1日付け神
環事業第637号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

資源ごみ持ち去り行為等の録画について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 ビデオカメラにより資源ごみの持ち去り行為等を撮影し録画することは、「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」に基づく、勧告及び公表を的確に行うことに寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

資源ごみ持ち去り行為等の録画について
(条例7条「収集の制限」に関して)

【収集する情報】(第7条関係)

主として、次の情報の収集を行う。

1. 撮影日時
2. 資源ごみ持ち去り行為者の車両、人物の画像、音声等

上記情報の収集を行う中で、派生的に以下の情報の収集を行うことになる。

3. 撮影対象地点を通過する人物の画像、音声等